

(報道資料)

平成21年度 環境中のダイオキシン類調査結果

平成22年 8月20日
奈良県環境政策課 課長補佐 中森 (内線) 3391
生活環境係 (内線) 3399
水環境係 (内線) 3397
TEL 0742-27-8734 (ダイヤル)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、平成21年度に県が実施した環境中の大気、水質、土壌等のダイオキシン類の調査結果は、次のとおり全て基準値以下でした。(中核市である奈良市も含まれます)

環境媒体	地点数	年平均値の濃度範囲	環境基準
大気	8	0.016 ~ 0.041 (8地点平均 0.026)	0.6
公共用水域 (水質)	9	0.030 ~ 0.36 (9地点平均 0.12)	1
公共用水域 (底質)	9	0.060 ~ 2.2 (9地点平均 0.61)	150
地下水	10	0.027 ~ 0.71 (10地点平均 0.25)	1
土壌	11	0.0078 ~ 9.7 (11地点平均 2.0)	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³
公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L
公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

環境中の大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類について、県内47地点で調査を行った。

その結果、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌の全地点で環境基準を下回っていた。

[調査地点及び調査結果]

大 気

1. 調査地点

8地点（大和平野北部4地点、中部2地点、南部2地点）において年2回（夏冬季 7、1月）または4回（四季 5、8、11、2月）実施。

2. 調査結果

8地点の平均値は0.026 pg-TEQ/m³、年平均値の濃度範囲は0.016～0.041 pg-TEQ/m³であり、全ての地点で環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を下回っていた。

経年的な推移は、減少傾向から横ばい傾向で推移している。

（別紙1）

公共用水域（水質）

1. 調査地点

環境基準点等の9地点（大和川水系2地点、淀川水系5地点、新宮川水系2地点）において、淀川水系の奈良県調査地点4地点は年2回、その他の調査地点は年1回実施。

2. 調査結果

3水系9地点の平均値は0.12 pg-TEQ/L、濃度範囲は0.030～0.36 pg-TEQ/Lであり、全ての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を下回っていた。

（別紙2）

公共用水域（底質）

1. 調査地点

環境基準点等の9地点（大和川水系2地点、淀川水系5地点、新宮川水系2地点）において年1回実施。

2. 調査結果

3水系9地点の平均値は0.61 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.060～2.2 pg-TEQ/gであり、全ての地点で環境基準（150 pg-TEQ/g）を下回っていた。

（別紙2）

地下水

1. 調査地点

10地点（3市2村）において年1回実施。

2. 調査結果

10地点の平均値は0.25 pg-TEQ/L、濃度範囲は0.027～0.71 pg-TEQ/Lであり、全ての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を下回っていた。

（別紙3）

土 壤

1. 調査地点

11地点（2市2町2村）において年1回実施。

2. 調査結果

11地点の平均値は2.0 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.0078～9.7 pg-TEQ/gであり、全ての地点で環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を下回っていた。

一般環境として調査した9地点の平均値は1.3 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.0078～3.5 pg-TEQ/g、発生源周辺として調査した2地点の平均値は5.5 pg-TEQ/g、濃度範囲は1.2～9.7 pg-TEQ/gであった。

（別紙4）

試料採取及び分析等は媒体ごとの調査マニュアル（環境省）に基づき実施した。

[参考]

1. 全国における環境中のダイオキシン類濃度の状況
平成20年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（平成21年11月環境省）

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準
大気	721	0.036	0.0032 ~ 0.26	0.6
公共用水域 (水質)	1714	0.20	0.013 ~ 3.0	1
公共用水域 (底質)	1398	7.2	0.067 ~ 540	150
地下水	634	0.048	0.010 ~ 0.38	1
土壌	1073	3.1	0 ~ 190	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³
公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L
公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

2. 用語解説

- ・ pg (ピコグラム)
1兆分の1グラム
- ・ ダイオキシン類
 - (1) ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
 - (2) ポリ塩化ジベンゾフラン
 - (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル
- ・ TEQ (毒性等量)
ダイオキシン類は、200種類以上の異性体があり、それぞれの毒性が異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算して表す単位。
- ・ 土壌調査における一般環境調査及び発生源周辺調査
 - 一般環境調査：特定の発生源の影響を想定せずに実施する調査。
 - 発生源周辺調査：特定の発生源として一般廃棄物の焼却場を設定し、その周辺において実施する調査。

(別紙1)

ダイオキシン類(大気)調査結果(平成21年度)

(単位: pg-TEQ/m³)

調査地点		調査時期	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
北 部	奈良市百楽園		0.015	0.019	0.014	0.016	0.016
	奈良市西木辻町		0.016	0.014	0.014	0.019	0.016
	大和郡山市馬司町		-	0.015	-	0.051	0.033
	生駒市山崎町		-	0.023	-	0.031	0.027
中 部	天理市丹波市町		-	0.014	-	0.041	0.028
	北葛城郡王寺町		-	0.033	-	0.048	0.041
南 部	大和高田市大中		-	0.032	-	0.033	0.033
	桜井市栗殿		-	0.021	-	0.056	0.039

<経年変化>

(単位: pg-TEQ/m³)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
年平均値	0.046	0.053	0.088	0.054	0.032	0.026
測定地点数	県7地点		県7地点 奈良市2地点		県6地点、 奈良市2地点	

(備考)平成14年度以降、中核市である奈良市は独自に調査、公表を実施していたが、公表については、平成18年度より合同で行なっている。

(別紙2)

ダイオキシン類(公共用水域(水質・底質))調査結果(平成21年度)

地点	河川	ダイオキシン類毒性等量	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
大和川水系			
菩提川流末	菩提川	0.12	0.68
秋篠川流末	秋篠川	0.36	0.58
淀川水系			
笠間川(宇)流末	笠間川(宇)	0.15	2.2
宮川流末	宮川	0.12	0.32
鰻守川流末	鰻守川	0.060	0.23
深谷川流末	深谷川	0.030	0.25
白砂川流末	白砂川	0.12	0.56
新宮川水系			
小原橋	熊野川	0.030	0.060
二津野ダム湖取水口	熊野川	0.060	0.56

公共用水域(水質)	濃度範囲	0.030~0.36	pg-TEQ/L
	平均値	0.12	pg-TEQ/L
	環境基準	1	pg-TEQ/L
公共用水域(底質)	濃度範囲	0.060~2.2	pg-TEQ/g
	平均値	0.61	pg-TEQ/g
	環境基準	150	pg-TEQ/g

(別紙 3)

ダイオキシン類(地下水)調査結果(平成21年度)

市町村名	町・字名	ダイオキシン類毒性等量 (pg-TEQ/L)
奈良市	奈良阪町	0.71
	古市町	0.45
	菩提山町	0.64
	大安寺町	0.50
大和郡山市	丹後庄町	0.061
	額田部北町	0.028
生駒市	南田原町	0.027
	高山町	0.040
曽爾村	伊賀見	0.034
御杖村	菅野	0.037

濃度範囲 0.027～0.71 pg-TEQ/L

平均値 0.25 pg-TEQ/L

環境基準 1 pg-TEQ/L

(別紙4)

ダイオキシン類(土壌)調査結果(平成21年度)

市町村名	町・字名	分類	ダイオキシン類 毒性等量 (pg-TEQ/g)
奈良市	古市町	一般環境把握調査	0.045
	大柳生町	一般環境把握調査	0.0078
	椿井町	一般環境把握調査	0.014
宇陀市	大宇陀区守道	発生源周辺状況調査	1.2
	室生区下田口	一般環境把握調査	0.55
	室生区西谷	一般環境把握調査	2.6
河合町	久美ヶ丘2丁目	発生源周辺状況調査	9.7
	川合	一般環境把握調査	3.4
大淀町	大岩	一般環境把握調査	3.5
曾爾村	長野	一般環境把握調査	0.060
御杖村	神末	一般環境把握調査	1.1

濃度範囲 0.0078～9.7 pg-TEQ/g
平均値 2.0 pg-TEQ/g
環境基準 1000 pg-TEQ/g

一般環境把握調査 濃度範囲 0.0078～3.5 pg-TEQ/g
平均値 1.3 pg-TEQ/g

発生源周辺状況調査 濃度範囲 1.2～9.7 pg-TEQ/g
平均値 5.5 pg-TEQ/g

(報道資料)

平成21年度 事業者によるダイオキシン類測定結果

平成22年 8月20日
奈良県環境政策課 課長補佐 中森 (内線) 3391
生活環境係 (内線) 3399
水環境係 (内線) 3397
TEL 0742-27-8734 (ダイヤル)

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者は、排出ガス等に含まれるダイオキシン類を年1回以上測定するとともに、その測定結果を知事に報告し、知事はその結果を公表することとなっています。

平成21年度中に県(奈良市を含む)に報告のあった事業者によるダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

【概要】

- 平成22年3月末日現在で、排出ガスの自主測定結果の報告が必要な事業所数は135事業所で、このうち測定を実施したのは100事業所(74%)、未測定のもの35事業所であった。また、排出水の自主測定が必要な事業所数は2事業所で、全ての事業所が測定を実施した。
- 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均0.58 ng-TEQ/m³、最大8.4 ng-TEQ/m³、また廃ガス洗浄施設等からの排出水は、平均0.075 pg-TEQ/L、最大0.14 pg-TEQ/Lであった。
これらの結果、排出ガス及び排出水の測定を実施した事業所については、測定を実施した全ての事業所で排出基準を下回っていた。

【測定結果】

1. 排出ガス

単位：ng-TEQ/m³

種類	測定対象事業所数	測定事業所数	測定値		排出基準
			報告数	濃度範囲	
廃棄物焼却炉	135	100	123	0~8.4 (123報告数平均 0.58)	0.1~10

2. 排出水

単位：pg-TEQ/L

種類	測定対象事業所数	測定事業所数	測定値		排出基準
			報告数	濃度	
下水道終末処理施設	1	1	1	0.14	10
廃ガス洗浄施設等	1	1	1	0.0093	10

3. ばいじん等

単位：ng-TEQ/g

種類	測定対象事業所数	測定事業所数	測定値	
			報告数	濃度範囲
焼却灰	135	95	114	0~56 (114報告数平均 0.55)
ばいじん	124	55	70	0~39 (70報告数平均 1.58)

<参 考>

1. 排出ガスの排出基準

単位：ng-TEQ/m³

特定施設の種類の	施設規模 (焼却能力)	新設する 施設の排出基準	既に設置している 施設の排出基準
廃棄物焼却炉 (焼却能力50 kg/時以上)	4 t/時以上	0.1	1
	2～4 t/時	1	5
	2 t/時未満	5	10

2. 排出水の排出基準

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類の	施設の排出基準
廃棄物焼却炉等の特定施設から排出される 下水を処理する下水道終末処理施設	10
廃棄物焼却炉等に係る廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は 廃液	

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻の処分基準

単位：ng-TEQ/g

区 分	施設の処分基準
ばいじん 焼却灰その他燃え殻	3

(注) 既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない。